

寒川町告示第52号

指定工事店の指定有効期間満了に際し、寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の5第1項に規定する指定の更新をしなかった者について、次のとおり告示する。

平成29年4月5日

寒川町長 木村俊雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名
第134号	大和市つきみ野1-14-15	(有) 斉藤工業所	林 敏夫
第148号	平塚市西八幡3-8-11	(株) 相創	宮本 真人
第222号	海老名市国分北2-8-29	(有) 浜田設備	臼井 聖一
第290号	足柄上郡中井町井ノ口2434-22	(有) 山本工務店	山本 健一
第291号	大和市福田3360-20	(有) 中村商会	中村 京子
第296号	相模原市緑区三ヶ木1175	(株) 本田設備	本田 泰章
第297号	綾瀬市吉岡東1-12-33	(有) 湘南プランニング	安孫子 弘一

有効期間満了日：平成29年3月31日